



官廳執務態勢の強化に関する件

昭和二十一年六月十日  
大官會聯申合

官廳執務態勢の強化については、各廳とも、既に去年十二月二十四日内閣議事録第六次時及び本年二月二十一日内閣議事録第四七號通牒によつて、それぞれ事務處理に支障のないやう措置し置くことと思はれるが通牒時機又は休日、休暇日等に關つた聯合電關係の用務其の他の緊要な事務の處理乃至連絡に支障を來すことのないやうに、例へば一、主事部局には必ず肩廻り勤務者又は休日、休暇日の當直者を置くこと。

二、肩廻り勤務者又は休日、休暇日の當直者は必ず事務處理能力を有する責任者を選定してこれに當らしむること。

三、電話交換手は二部勤務又は三部勤務とする等執務時間中は勿論、

執務時間外においても電話連絡に支障を來さないやうに措置すること。考慮すること。

等今後一層右通牒の趣旨の徹底につらうること。

(参考)

官廳執務態勢強化ニ關スル件

(昭和二十年十二月二十四日内閣  
閣 甲 第五六六號 通牒)

急迫セル時局ニ鑑ミ敏捷果敢ニ國務ヲ遂行スルハ刻下喫緊ノ要務ニ付  
キ左ノ要項ニ基キ官廳執務態勢ヲ一層強化シ萬般ノ事務處理ヲ敏捷ニ  
ラシムルト共ニ時ニ進駐電關係事務ノ處理ニ遺憾ナキヲ期スルコトト  
致度候條然ルベク御配意相成度通牒ニ及ビ候

- 一、執務時間ノ勵行ヲ爲スコト
- 二、各廳ハ休日ト雖モ緊急ナル事務ノ處理ニ遺憾ナキ様事務處理能力ヲ  
有スル責任者ヲ出勤セシムル等適宜ノ措置ヲ執ルニト

官廳執務時間ニ關スル件 (昭和二十二年三月五日)  
大官廳議決定 (第四七號)

- 一、昭和十八年附令第二十四號大東亞戰爭中ノ官廳執務時間ニ關スル件  
ヲ廢止シ大正十一年附令第六號ニ定ムル執務時間ニ依ルコト
- 二、昭和十九年十月以降實施シ來レル時差通勤ニ依ル執務時間ハ之ヲ廢  
止シ仍要スレバ別途考慮スルコト
- 三、右ニ要スル附令及内閣ニ各省告示ノ改廢ハ至急取遣ヒ來ル三月五日  
ヨリ實施スルコト
- 四、各廳ハ現下ノ異常ナル時局ニ鑑ミ克ク執務時間ヲ勵行シ時ニ土曜日  
ノ午後、休日、平日ノ午後四時以後ト雖モ緊急ナル事務ノ處理ニ支  
障ナキ様事務處理能力ヲ有スル責任者ヲ出勤又ハ居残セシムル等執  
務態勢ヲ一層強化シ事務處理ニ遺憾ナキヲ期スルコト

(昭和二十年十二月二十四日  
閣 甲 第五六六號 通牒)